

八幡駅周辺バリアフリー基本構想策定協議会設置要綱

(設置)

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第25条第1項に規定する基本構想（以下「基本構想」という。）の策定及び実施に当たり、法第26条第1項に規定する協議会として八幡駅周辺バリアフリー基本構想策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は次に掲げる事項について協議及び基本構想実施に係る連絡調整をする。

- (1) 法に基づく八幡駅周辺バリアフリー基本構想策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、協議会の設置目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障がい者の関係団体
- (3) パラスポーツ関係者
- (4) 自治会
- (5) 関係する施設設置管理者
- (6) 静岡県公安委員会
- (7) 市職員
- (8) その他市長が必要と認める者

(会議)

第4条 協議会は、事務局が招集し、司会、進行をする。

- 2 都合により欠席する場合、代理の者を出席させることができるとし、その代理の者の出席をもって当該会員の出席とみなす。

(庁内連携会議の設置)

第5条 協議会に対し、第2条の協議及び基本構想実施に係る連絡調整を円滑に行うため、情報収集、関連分野の調整及び素案の作成を行う庁内連携会議を設置する。

- 2 庁内連携会議は、別記に掲げる者をもって組織する。

(事務局)

第6条 協議会及び庁内連携会議に、その事務を処理させるため別記に掲げる者をもって事務局とする。

- 2 事務局の総括は、UD・男女共同参画課が行う。

附則

この要綱は令和2年3月2日から施行する。

別記

八幡駅周辺バリアフリー基本構想策定庁内連携会議

	部名	課名
1	健康福祉部	障害保健福祉課
2	健康福祉部	高齢者福祉課
3	産業部	産業振興課
4	都市整備部	都市計画課
5	都市整備部	交通政策課
6	土木部	道路企画課
7	市民部	UD・男女共同参画課

八幡駅周辺バリアフリー基本構想策定事務局

	部名	課名
1	市民部	UD・男女共同参画課
2	都市整備部	交通政策課
3	土木部	道路企画課